

東久留米市放課後子供教室
運營業務委託に係る公募型プロポーザル
実施要領

令和7年8月

東久留米市教育委員会
教育部生涯学習課

目次

1.	目的.....	1
2.	業務の概要.....	1
	（1）件名	1
	（2）目的	1
	（3）業務内容	1
	（4）履行期間	1
3.	予定価格	2
4.	実施形式	2
5.	参加資格要件	2
6.	全体のスケジュール（予定）	2
7.	審査委員会.....	3
8.	募集内容等.....	3
	（1）公募方法	3
	（2）申し込み方法	4
	（3）参加資格要件の審査.....	4
	（4）質問方法	4
	（5）参加を辞退する場合.....	5
9.	企画提案書等の提出方法.....	5
	（1）企画提案書について.....	5
	①基本理念等について	5
	②事業内容について	5
	③居場所や地域連携の場としての事業の充実について	5
	④運営体制について	5
	⑤安全管理について	5
	（2）見積書について	6
	（3）提出方法	6
10.	審査方法	6
	（1）第一次審査（書類審査）	6
	（2）第二次審査（プレゼンテーション審査）	7
11.	失格事項	7
12.	その他.....	8
13.	事務局	8

東久留米市放課後子供教室運営業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

地域における教育力の低下、保護者の孤立や、学校を取り巻く課題の複雑化・困難化に対して、社会全体で対応することが求められています。そのためには、学校・家庭・地域が連携・協働していくことが必要不可欠です。

東久留米市教育委員会では放課後子供教室推進事業を行っています。同事業は放課後において、学校の施設を活用して、安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協力して子どもたちに生涯学習活動を提供する事業です。

この実施要領は、東久留米市（以下「発注者」とします。）が、東久留米市放課後子供教室運営業務委託の受託候補者となる事業者（以下「受注者」とします。）について、更なる業務の質の向上や効率化が期待できる公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めたものです。

2. 業務の概要

（1）件名

東久留米市放課後子供教室運営業務委託

（2）目的

放課後子供教室の運営業務を、発注者が受注者に委託することにより、安全・安心・効率的に事業を実施しつつ、地域の方々の積極的な参加・協力を得ながら、放課後子供教室を充実させることを目的としています。

（3）業務内容

別紙「東久留米市放課後子供教室運営業務委託 仕様書（案）」のとおり

※業務内容の詳細については、本プロポーザルによる事業者選定後、仕様書（案）をもとに、受注者の提案を加味して、市及び市教育委員会（以下「市など」とします。）との協議により仕様書を作成し、決定します。

（4）履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※令和9年度の本事業の実施が見込まれる場合、前年度の業務履行状況に問題がないことを前提に、令和9年4月1日から令和10年3月31日まで、契約する相手方として指名する予定です。ただし、次に該当する場合には、上記対象外とします。

①契約の解除理由に該当する場合

②業務履行状況が良好と評価されなかった場合

③市などからの改善指導・助言・勧告に従わない等、運営に支障をきたす恐れがあると判断された場合

④経営状況が悪化した場合

⑤社会的信用の失墜行為があった場合

⑥本事業の内容に大幅な変更が生じ、適切な契約金額の算出等のため、改めて選定等が必要となった場合

3. 予定価格

税込32,434,000円（単年度）

※上記価格の範囲内で提案してください。

※令和9年度についても同額を予定しています。ただし、不可抗力等の変動があった場合に、受注者が契約する相手方となる場合は、上記価格を前提としたうえで協議を行います。

※令和8・9年度の債務負担行為額は税込64,868,000円です。

※提案額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含め、消費税等は10%で算出することとします。

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式により実施します。

5. 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の要件を満たす法人（株式会社、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人など）とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 電子調達サービスにおいて東久留米市の競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」とします。）を有していること。ただし契約締結時までに競争入札参加資格を取得できる見込みがある場合は、後述の書類を提出することとします。
- (3) 参加申込の旨の書類（以下「参加表明書等」とします。）の提出期限から受注者の特定までの日において、東久留米市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年度東久留米市訓令乙第2号）による入札参加除外措置及び東久留米市競争入札参加有資格者指名停止措置基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 放課後子供教室運営事業、児童の居場所を提供する事業または就学前の教育や保育に類する事業（例：放課後児童クラブ、保育所、幼稚園、児童館、学習支援）を行った実績があること。

6. 全体のスケジュール（予定）

スケジュールは現時点での予定であるため、今後の進捗状況により予告なく変更する場合があります。

実施事項	期間	備考
プロポーザル実施要領の公表	令和7年 8月15日（金）から 令和7年 9月 1日（月）まで	
参加表明書等の提出	令和7年 9月 1日（月）まで	東久留米市教育委員会教育部 生涯学習課にメール（一部資料は 正本を郵送）で提出
参加資格審査結果の 通知	令和7年 9月19日（金）を目 安	書面及び電子メールで参加表明 書を提出した事業者へ通知
質問受付	令和7年 9月19日（金）まで	順次電子メールで受付 参加資格審査を通過した事業者 に限り電子メールで回答
質問回答	令和7年 9月26日（金）	
企画提案書等の提出	令和7年10月 1日（水）必着	東久留米市教育委員会教育部 生涯学習課にメール提出
第一次審査の 結果通知	令和7年10月29日（水）	審査委員会による審査後、企画提 案した事業者へ書面及び電子メ ールで通知
第二次審査（プレゼ ンテーション）	令和7年11月中旬～12月初旬 を予定	審査委員会による審査
第二次審査の 結果通知	令和7年12月上旬を予定	第二次審査に参加した事業者へ 結果を書面及び電子メールで通 知
契約締結	令和8年4月1日	

7. 審査委員会

本プロポーザルにおいて、参加資格要件の確認とその後の各審査は、東久留米市放課後子供教室運営業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会が行います。

8. 募集内容等

（1）公募方法

東久留米市のホームページ、広報紙にて募集します。また、プロポーザル実施要領など、本プロポーザルへの参加に必要な書類一式をホームページへ掲載します。

(2) 申し込み方法

本プロポーザルへの参加にあたっては以下の書類（参加表明書等）を原則メールで提出することとします。

①提出書類及び提出部数

ア メール提出とする資料

(ア) 参加表明書（様式1）

(イ) 会社概要書（様式2）

(ウ) 業務実績書（様式3）

※イの紙面提出の有無にかかわらず、アの資料はメールでの提出を必須とします。

※業務実績書に記載する実績は直近3か年に実施した事例について記載してください。

(イ メールによる提出が不可の資料)

※以下の書類は東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格に登録がない場合に、正本各1部を提出してください。

(エ) 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

(オ) 財務諸表

(カ) 法人事業税の納税証明書

(キ) 直近年度の国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）の納税証明書

②提出期限・場所

令和7年9月1日（月）

「13. 事務局」に記載されている提出先に、締切日必着でメール送信（メール提出不可の資料は郵送）してください。

(3) 参加資格要件の審査

提出された書類をもとに、参加資格要件を満たしているかについて審査し、令和7年9月19日（金）までに書面及び電子メールにて参加資格要件を満たす事業者（以下「参加事業者」という。）であるか否かについて通知します。

提出書類に不備等がある場合は期日を定めて再提出を求め、指定の期限までに再提出に応じない場合はプロポーザルへの参加を認めません。

(4) 質問方法

本プロポーザルについて質問がある場合には、電子メールのタイトルを「【事業者名】プロポーザルに関する質問」とし、質問書（様式5）を「13. 事務局」に記載されている提出先のメールアドレスに電子メールで送信してください。これ以外の方法による質問は回答いたしません。なお、参加事業者からの質問のみ回答します。

①質問受付期間

公募開始の日から令和7年9月19日（金）まで

②回答方法

質問に対する回答は質問元の参加事業者の名称を伏せたうえで、参加事業者に対して、令和7年9月26日（金）を目安に電子メールにて行います。ただし、他の事業者またはその提案内容に関する質問や審査に支障をきたすおそれがある質問には回答しません。また、この回答は本実施要領の追加又は修正とみなすこととします。

(5) 参加を辞退する場合

本プロポーザルを辞退する場合は、令和7年9月26日(金)までに参加辞退届(様式4)をPDFデータで添付し、「13. 事務局」のメールアドレスにメールで提出してください。

9. 企画提案書等の提出方法

参加事業者は、次の要領に従って本業務に対する提案内容を記載した企画提案書(様式6)及び見積書(以下、「企画提案書等」という)をメールで提出してください。

(1) 企画提案書について

企画提案書については、以下の内容を必ず記載してください。各様式の記載内容を満たせば、任意様式も可とします。

①基本理念等について

- ・本事業を実施するにあたっての基本理念、方針、目標
- ・事業者の経営、運営に対する理念
- ・地方公共団体等へ放課後子供教室運営事業または類似事業を行った実績

※契約先自治体名、契約期間、適用業務、参加児童数等を記載すること。このとき、参加表明書に記載したものについても記載してください。

②事業内容について

- ・現状の事業に対する課題認識
- ・生涯学習プログラムの提供内容と効果(地域性と応募者の強みの双方を生かした提案)
- ・参加登録方法や出欠管理、保護者との連絡手段(使用システム)
- ・児童とのコミュニケーションにおける配慮
- ・児童・保護者の意見を反映、改善する仕組み

③居場所や地域連携の場としての事業の充実について

- ・参加した児童の満足につながる取り組み
- ・居場所としての実施日数や参加者を増やすための提案
- ・広く伝わる周知方法(SNSや動画配信など)
- ・地域と連携した体験活動の実施内容
- ・地域の参加を促す仕組みや取り組み

④運営体制について

- ・職員配置(関係事業者への再委託等を含む)
- ・職員(地域コーディネーター、協働活動支援員等)の資質、研修体制、内容
- ・市担当、学校、学童保育所との調整方法
- ・スケジュールおよび進行管理
- ・個人情報の保護

⑤安全管理について

- ・プログラム内容においてのリスク低減の工夫
- ・安全対策(事故防止、スタッフの安全教育、職場の熱中症対策等を含む)
- ・けが、急病発生時の具体的な対応方法、体制
- ・災害発生時の対応方法、体制
- ・傷害保険、賠償保険の内容

※提案にあたっては、参加児童数やスタッフ配置の参考として別紙の「【参考】各小学校の参加児童実績等について」を確認すること。

(2) 見積書について

見積書は令和8年度について、予定価格の範囲内で提案してください。様式は任意としますが、以下の条件を必ず記載してください。

- ・参考仕様書の内容、及び参加事業者による提案の履行、及び消費税等を含む本業務に係る一切の経費を記載してください。また、積算根拠を示した積算内訳書も添付してください。
- ・あて名は「東久留米市長」としてください。
- ・代表者名を記載してください。
- ・参考仕様書の内容及び参加事業者による提案内容の履行に要するすべての費用を見込んでください。
- ・見積書の費目の内訳は次の例を参考としながら、想定する業務ごとの金額の内訳がわかるように設定してください。

人件費（地域コーディネーター、協働活動支援員、協働活動サポーター）、 研修費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、消耗品費（教材費、税込みの単価が 3万円未満の備品）、プログラム作成費（個別に費用を要する場合）、 本部本社にかかる経費、その他（上記以外の運営に係る経費）
--

※予定価格より高い金額で提出された場合は失格となります。

(3) 提出方法

参加事業者は、令和7年10月1日（水）までに企画提案書等を教育部生涯学習課あてメールで提出してください。（メールアドレス、件名は「13. 事務局」のとおり）。

企画提案書については、正本データおよび副本データを提出してください。副本データとは、会社名、代表者名、所在地、ロゴなどの部分を「■■■■」などの記号文字に置き換え、参加事業者が特定できないように加工したものです。

見積書については、PDFデータを提出してください。

※市のメール受信容量が最大 10 メガバイトのため、送付の際に留意してください。

※ファイルストレージによる提出も可としますが、ダウンロードができない場合は、事務局にあらかじめ確認のうえ、電子記憶媒体の郵送による提出など、可能な方法で対応してください。

※提出書類の提出後における内容の変更等は、原則として認めません。ただし、市が必要と認める場合には、この限りではないものとします。また、企画提案書等は返却しないものとします。

10. 審査方法

(1) 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書について書類審査を行い、別に示す審査基準に基づく各審査委員の採点結果を合計した点数を第一次審査の得点とし、この合計得点の満点を基準として60%以上得点した事業者を第一次審査通過者とします。60%以上得点した事業者が4者以上となった場合には、第一次審査の得点が高い上位3者を第一次審査通過者として選定します。

審査の結果、同順位者がいる場合は、委員の多数決により決定します。なお、企画提案書を提出した事業者が1者のみの場合でも上記の基準で第一次審査を実施します。

第一次審査実施後、第一次審査に参加した全ての提案事業者に審査結果を書面及び電子メールにて通知するとともに、第一次審査通過者には、審査結果と併せて第二次審査（プレゼンテーション）の詳細や注意事項等を通知します。

（２）第二次審査（プレゼンテーション審査）

提出された企画提案書に対して、第一次審査通過者によるプレゼンテーション審査を行います。各審査員の採点結果を合計した点数を第二次審査の得点とし、第一次審査の得点と合算した総合得点の最も高い提案事業者（最優秀提案事業者）を、契約に向けた優先交渉権者とします。同様に次点の事業者を第2順位者、第3位の事業者を第3順位者とします。

審査の結果、同順位者がいる場合は、委員の多数決により決定し、多数決の結果同数となった場合は委員長判断によるものとします。なお、第一次審査通過者が1者のみの場合でも、上記の基準で当該事業者の第二次審査を実施します。

①実施日時

令和7年11月中旬～12月初旬を予定

②会場

東京都東久留米市本町三丁目3番1号 東久留米市役所

③出席者

説明者は補助者を合わせて5名までとし、本業務の業務責任者及び業務従事者を含むこととします。

④実施概要

参加事業者は、提出した企画提案書の内容について、パソコンやプロジェクター等を用いて審査委員に対しプレゼンテーションを行います。審査委員は企画提案書に記載されている内容、プレゼンテーションでの事業者の説明及び質疑に対する応答の内容等を、後述の審査基準に基づき審査します。なお、審査委員にはあらかじめ企画提案書（副本）を配布し、当日は閲覧できる状態で審査を行います。企画提案書の差替えは行わないこととします。

⑤使用機材

スクリーンは審査委員会事務局が準備します。それ以外に使用する機材（パソコン、プロジェクターなど）は提案事業者が用意してください。

⑥録音等

審査委員会において内容確認が必要となったときのために録音等の記録を行います。

⑦審査結果の通知

第二次審査に参加した全ての提案事業者に審査結果を書面及び電子メールにて通知するとともに、東久留米市のホームページに最優秀提案事業者の名称、代表者名、住所等を公表します。

11. 失格事項

提案事業者が下記の項目のいずれかに該当した場合は、評価・審査の対象とせず。また、最優秀提案事業者であった場合には、契約を締結しないこととします。

- (1) 期日までに提出書類を提出しなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 本実施要領に定める参加資格要件を満たさなくなった場合
- (4) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく審査の実施を妨げる行為がある場合

12. その他

- (1) 本プロポーザルに関する費用は、全て提案事業者の負担とします。
- (2) 本プロポーザルに関し、電子メール等の通信事故については、市などはいかなる責任も負わないものとします。
- (3) 提出の際にはメールの場合は送信後受信状況を確認する、郵送の際には到着した日時がわかる信書便等を利用するなど、提案事業者の責任において確実に提出してください。
- (4) 契約の締結に当たっては、最優秀提案事業者と協議・調整を行い、仕様書を作成して随意契約を締結することとします。
- (5) 最優秀提案事業者が失格事項に該当したとき、正当な理由なく契約を締結しないとき又は協議が調わないときは、その結果を取り消すとともに、第2順位者と契約締結に向けた協議を行い、第2順位者とも契約に至らない場合は同様の手続のうえ第3順位者と順次協議を行います。
- (6) 質問受付の締切後は、本実施要領の内容及び選定に係る過程等の内容についての問い合わせは一切受け付けないこととします。
- (7) 本プロポーザルにて提出された書類は、本市の文書管理規程に基づき保管するものとし、情報公開条例の対象となる可能性があります。市などは、同条例に基づく開示請求があったときは、プロポーザルに参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査結果等）等を開示することがあります。

13. 事務局

本プロポーザルの資料提出や問合せ等に係る事務局は、下記のとおりとします。

担当窓口	：	教育部生涯学習課生涯学習係 太田・小方
所在地	：	東京都東久留米市本町三丁目3番1号 東久留米市役所 6階
受付時間	：	土日祝日を除く平日午前9時～午後5時(正午から午後1時を除く)
電話	：	042-470-7784 (直通)
FAX	：	042-470-7811
電子メール	：	shogaigakushu@city.higashikurume.lg.jp



市ホームページ： <https://www.city.higashikurume.lg.jp>

